

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

埼玉県知事 上田清司

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項の規定に基づき、準則に定める要件に該当すると認めて指定する都市・地域再生等利用区域は、次のとおりとする。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川大落古利根川で別図に示す区域（春日部市粕壁1丁目4番地先）

(2) 指定年月日

平成26年5月23日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

河川敷地占用許可準則第22第3項第1号に掲げる広場、同項第2号に掲げるイベント施設、同項第3条に掲げる遊歩道、同項第4条に掲げる船着場、同項第5号に掲げる船舶係留施設並びに船舶上下架施設（斜路を含む。）及び同項第6号に掲げるこれらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、切符売場、案内所、同項第8号に掲げる船上食事施設、同項第11号に掲げるその他都市及び地域の再生等のために利用する施設

(2) 許可方針

上記(1)に係る標準的な許可条件は、次のとおりとする。

① （標識等の設置）

許可を受けた者は、越谷県土整備事務所長（以下「所長」という。）の指示により許可期間中は占用区域を明示する杭を設置するとともに、所定事項を記載した標識を設置しておかなければならない。

② （法令等の遵守）

許可を受けた者は、占用又は工事に当たり、河川法等の法令の規定及び次の条件を遵守すること。

③ （工事費用等の負担）

工事の施工及び占用に要する費用は、許可を受けた者が負担すること。

④ （工事の施工）

工事の施工に当たっては、所長の指示に従うこと。

⑤ （工事の着手等の届出）

許可を受けた者は、工事に着手するとき及び完了したときは所長に届け出て、検査を受けなければならない。

- ⑥ (許可の効力)
占有又は工事の許可は、工期満了の際この許可に係る工事に着手していない場合には、その効力を失うものとする。
- ⑦ (第三者への損害)
工事施行中又は占有が原因し、第三者に損害を与えた場合は、許可を受けた者が解決に当たること。
- ⑧ (河川管理施設の損傷)
許可を受けた者は、河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従うこと。当該河川管理施設の原状回復に要する費用は許可を受けた者の負担とする。
- ⑨ (管理責任者)
許可を受けた者は、工作物の管理責任者を定めて所長に届け出ること。
- ⑩ (許可の取消し等)
次の場合には、許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、この条件を変更し、又は新たに条件を付し、若しくは必要な施設の措置を命ずることがある。この場合は、その処分に従うこと。
ア 河川法、これに基づく法令若しくは県の規則又はこの許可条件に違反したとき。
イ 占有又は工事が河川管理上著しい支障を生じることとなったとき若しくは河川工事上支障があるとき又は公益上支障があるとき。
- ⑪ (許可の取消し等の後の措置)
許可の取消し又は許可を受けた行為の廃止があったときは、所長の指示するところにより許可を受けた者の費用の負担において、河川を原状に回復しなければならない。当該原状回復終了後は、所長の検査を受けなければならない。
- ⑫ (事情変更の届出)
許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その事実の生じた日から15日以内に所長に届け出なければならない。
ア 住所又は氏名(法人にあっては、その名称)を変更したとき。
イ 許可を受けた行為を廃止したとき。
- ⑬ (許可の内容の変更)
許可を受けた者が許可の内容を変更しようとするときは、改めて許可の申請をしなければならない。
- ⑭ (更新の手続)
占有期間が満了し、なお引き続き占有しようとする場合は、占有期間満了前30日までに改めて許可の申請をすること。

3 都市・地域再生等占有主体

(1) 都市・地域再生等占有主体

都市・地域再生等占有主体は、準則第22第4項第1号に掲げる者(準則第6第4号に掲げる占有主体)とする。

(2) 施設使用者の要件

施設使用者は、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない者でなければならない。

※施設使用者とは、準則第25第2項の規定に基づき、都市・地域再生等占用施設について、公的
占有者と使用契約を締結して使用する者をいう。

※公的占有者とは、準則第23の占有の許可を受けた準則第22第4項第1号に掲げる者をいう。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又破産者で復権を得ない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからカまでのいずれかに該当する者
 - ア 法第2条第6号に定める暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」という
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ③ 書類提出時、市税、県税又は国税を滞納している者
- ④ 法令等の規定により許認可が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者